

三重大学医学部奨学寄附金問題に関する
外部調査委員会報告書

令和3年8月6日

(公開版)

小野薬品工業株式会社

外部調査委員会

委員長 弁護士 高坂敬三

委員 弁護士 上原理子

委員 弁護士 小林敬

履行補助者 弁護士 久保田萌花

目 次

第1部 特別調査委員会の発足の経緯	4
I 本件発覚の端緒	4
II 特別調査委員会による調査手続の概要	6
1. 調査実施期間	6
2. 実施した調査手続の概要	6
第2部 調査結果	7
I 事件の背景について	7
1. 会社の組織について	7
2. 収賄者について	7
3. 奨学寄附金制度の概要	8
(1) 奨学寄附金制度の趣旨、目的	8
4. 小野薬品における奨学寄附金制度	9
(1) 小野薬品の奨学寄附金の支出状況等	9
(2) 小野薬品における奨学寄附金拠出決定までの決裁ルート等（本件当時）	9
5. 問題となった小野薬品オノアクトという製品とは	11
II 調査によって判明した本件贈賄事実の概要	11
1. 寄附に至る経緯等	11
(1) A教授からDへの寄附依頼	11
(2) 平成29（2017）年12月末における予算余剰枠に関する募集	12
(3) Dによるレポートの作成	13
(4) 本社からの内諾の取付け	14
(5) Eの供述について	18
(6) 拠出に至るまでの手続等	18
2. 本件奨学寄附がオノアクトの売上に及ぼした影響等	20
3. 当事者の刑事判決等	21
(1) 当事者の刑事判決	21
III 本件事案から当委員会が認識した問題点	22
1. 本件事実関係から見えてくる奨学寄附金を介してのMRと大学病院との関係について	22
IV 奨学寄附金制度の問題点とこれをめぐる製薬業界の動向	25
1. 奨学寄附金の存在意義	25

2. 平成26年のディオバン事件を契機とした奨学寄附金制度をめぐる問題提起と業界の動向	26
(1) ノバルティスファーマ社のディオバン事件	26
(2) デイオバン事件を契機とした業界の動向等	26
(3) 製薬業界の動向	32
V 小野薬品における奨学寄附金の問題点	33
1. 本社予算枠の消化のための抛出先の募集であったこと	33
2. 総務部門における審査の内容	34
3. 稟議書には全ての閲覧者のチェックの形跡が残されていないこと	35
4. 奨学寄附金の申請にあたって、MRのレポートの存在とその目的	35
VI 本件事故後にウェブ申請化された後の実態	36
VII 奨学寄附金に関する小野薬品の社内の認識	37
1. 本件の当事者の認識	37
2. 営業担当者の意識調査	38
3. 本社所属の社員の認識	39
4. 小野薬品における奨学寄附金に関するコンプライアンス教育等	40
5. 関係者の責任の帰属とその軽重	42
VIII 奨学寄附金制度の適切な運用方針の提言	43
1. 初めに	43
2. 当委員会の聴取対象者の意見調査	45
3. 当委員会の提言	45
IX あとがき	49

第1部 特別調査委員会の発足の経緯

I 本件発覚の端緒

1. 令和2（2020）年初め、国立大学法人三重大学医学部附属病院内で臨床麻酔科のA教授（以下「A」という。）らによる小野薬品工業株式会社（本社大阪府中央区久太郎町1丁目8番2号、代表取締役社長 相良暁。以下「小野薬品」という。）の短時間作用型 β 1選択的遮断剤であるオノアクトの処方への疑問が提起され、同年3月30日に同病院に調査委員会が設置され、同年6月25日には、その報告書が作成され、同年9月に、それが公表されるとともに、同病院が、麻酔科B准教授（以下「B」という。）を電磁的記録不正作出などの事実で津地方検察庁に告発するに至った。

その捜査の中で、同年10月、小野薬品の本社などの家宅捜索が実施され、翌令和3（2021）年1月27日には、A教授が第三者供賄容疑で逮捕されるとともに（なお、A教授は、日本光電工業株式会社から自らの主催する社団法人「BAMエンカレッジメント」へ200万円の送金を受けたとする第三者供賄事実で既に逮捕されており、本件は2回目の逮捕である。）、小野薬品プライマリー統括部中部営業部長C（以下「C」という。）及び同部三重営業所三重病診2課長D（以下「D」という。）の2名も贈賄容疑で逮捕された。

2. そして、津地方検察庁は、令和3（2021）年2月17日、C及びDを贈賄事実で三重地方裁判所に公判請求した。

その公訴事実は、要約すれば、「C及びDの2名が、共謀の上、平成30年3月20日、国立大学法人三重大学（以下「三重大学」という。）医学部附属病院臨床麻酔科部長（事件当時は副部長。）Aに対し、医療用医薬品オノアクトを積極的に使用して多数の受注ができるようにしてほしい旨の依頼をして、三重大学名義の普通預金口座に200万円を振り込んで同大学に利益を得させ、もって、第三者に賄賂を供与した」というものであった。

3. この事件の特異なところは、贈収賄事件といえば贈賄者が収賄者たる公務員に直接金品を提供する構図が一般的であるところ、本件では金品を要求した公務員個人に金品が提供されたのではなく第三者である大学という法人に提供されたという点であって、本件は、本人が直接受領せず第三者に提供させた場合であっても、時には贈収賄という犯罪になるという事例を示す事件であり、製薬企業のMRにとってはこれまで考えてもみなかった衝撃的な事件であったといえるであろう。

他方、小野薬品にとっても、従来より社会貢献活動の一環として行ってきた大学の医学・薬学研究助成のための奨学寄附金につき、およそ対価性に乏しく、大学から感謝されこそすれ、それが贈収賄という犯罪につながるなどというのは想定もしていなかった事態であろう。そして、また小野薬品と同様に奨学寄附を行ってきた他の製薬企業にとっても、他人事では済まされない衝撃的な出来事であった。

4. そこで、小野薬品では、中立公正な社外の人間で構成する特別調査委員会を設置し、事案の解明を図ることとし、当職らを外部委員として選任した上で、

- ①本件贈賄疑惑に係る事実関係の調査
- ②本件事件における問題点の分析
- ③会社の奨学寄附金制度の適切な運用指針の提言
- ④再発防止のための社員教育についての提言

の4点に関する調査と提言を委嘱し、その結果を報告書にして提出するよう要請した。

本報告書は、これに応えるものであるが、限られた時間と調査手法の下で調査結果をとりまとめたものであり、もとより、当委員会として新たに関係者の法的責任を追及する目的で行ったものではない。すなわち刑事事件とは別の視点で本件事件を俯瞰し、上記4点に関する調査と提言に必要な範囲で事実関係を明らかにし、問題点を指摘するものである。したがって、これに関連した提言も、当職らの協議結果に基づくものである。

Ⅱ 特別調査委員会による調査手続の概要

1. 調査実施期間

当委員会は、令和3（2021）年2月8日から同年7月26日にかけて調査を実施した。調査の実施に当たって当委員会は、以下の期日に、合計13回の委員会を開催した（いずれも令和3年。）。また、正式な委員会以外にも、委員、履行補助者との間で多数回にわたり協議・検討を行った。

2月8日	2月22日	3月15日	3月29日
4月13日	5月6日	5月12日	5月25日
7月5日	7月9日	7月12日	7月20日
7月26日			

2. 実施した調査手続の概要

(1) 関係資料の確認・調査

当委員会は、小野薬品から、関係者のメール資料、本件の奨学寄附に関する申請書等の資料、関係者が検察官の取調べ時に供述した内容についての報告書、他大学への奨学寄附に関するメール資料、社内営業現場社員の意識調査結果その他各種資料の提供を受け、その内容を確認・分析した。

(2) 関係者に対するヒアリング

また、小野薬品の役員2名及び本件の奨学寄附金につき何らかの形で関係した社員9名に対し、直接面談の方法により、各対象者につき1回ずつ、合計11回、延べ約15時間のヒアリングを行った。

(3) もともと、捜査機関の行う強制捜査とは異なり、収集できる資料の範囲には自ずと限界がある上、当の収賄者本人のA教授は現在も公判中であるため、収賄者側である大学や病院側の医師ら関係者に直接の事情聴取を行うことはできず、専ら三重大学医学部附属病院の調査報告書に依拠せざるを得なかった。その意味でも、調査資料が限定されたことを付記しておく。

第2部 調査結果

I 事件の背景について

1. 会社の組織について

小野薬品の組織体制・部署名は本件事件後に改編されているが、本件事件発生当時の組織体制（別添2017年11月付機構図。）によれば、営業部門については、本社の営業本部の下に、営業戦略統括部、オンコロジー統括部、プライマリー統括部があり、このうち営業戦略統括部には、営業管理部（この下に、更に営業管理一室と営業管理二室がある。）、コマースエクセレンス部、新薬推進部、営業研修部が、また、プライマリー統括部には、プライマリー製品企画部があり、その他、北海道・東北営業部、首都圏営業部、関東営業部、中部営業部、関西・北陸営業部、西日本営業部がある。

本件の当事者の一人であるCは平成8年の入社で、このうちの中部営業部の部長であり、Dは平成12年の入社で、中部営業部の下に8つある営業所のうち三重営業所に所属し、F営業所長の下で三重病診二課の課長として、三重大学医学部附属病院等を担当していた。

2. 収賄者について

収賄者であるA教授は、防衛医科大学卒業後、国立循環器病センター等を経て、平成28（2016）年4月に、三重大学付属病院に准教授として着任し、平成30（2018）年4月に教授となった。

同時期（すなわち、平成30年4月）に准教授となったのがBであり、後に述べるとおり、B准教授は、電子カルテにオノアクトを使用したかのように虚偽の入力をするとともに、診療報酬を詐取したとして、公電磁記録不正記録不正作出供用事実及び詐欺の事実で公判請求され有罪判決を受けているが、これはA教授の指示と意向に沿ってオノアクトの使用実績を増やそうとした結果の犯罪であったと認められる。

3. 奨学寄附金制度の概要

(1) 奨学寄附金制度の趣旨、目的

本件で問題となった奨学寄附金は、「学術研究の振興及び研究助成を目的として行われる寄附金のうち、大学をはじめとする研究機関に対する教育・研究等の奨励を目的とした寄附金」¹あるいは「大学において、学術研究に要する経費など教育研究の奨励を目的とする経費に充てるべきものとして、学外機関（企業、個人）から受け入れる寄附金」と定義されている。

製薬企業における医学系の大学への奨学寄附金制度は、かつては大学医局へ直接的な寄附がされていた時代もあったが、奨学寄附金制度を巡る社会の状況の変化に伴って、その仕組みや方法は相当変遷してきているものの、今なお必要な制度として今日に至っている。

ちなみに、製薬企業の奨学寄附金は、一般寄附金等も含めた寄附金総額の約7割を占めており、奨学寄附の金額と売上高の間には概ね相関関係がある。また、内資系企業の方が、外資系企業よりも寄附金額が大きいという傾向がある。

順位	製薬会社名	奨学寄附金額
1	中外製薬	15億0824万0000円
2	アステラス製薬	13億5400万0000円
3	武田薬品工業	11億5733万0000円
4	第一三共	10億9300万0000円
5	エーザイ	10億5000万0000円
6	大鵬薬品工業	10億3530万0000円
7	小野薬品工業	10億2300万0000円

¹ 2015年6月研究部会誌上発表「製薬企業から研究機関への資金提供 奨学寄附金・研究者主導臨床研究契約モデル」（「リーガルマインド362 医薬品企業法務研究会 発行」より引用。）
（以下「契約モデル」という。）より抜粋。

8	MSD	9億6912万0000円
9	ファイザー	7億9557万4590円
10	ノバルティスファーマ	6億9100万0000円

図 2017年度製薬企業奨学寄付ランキング上位10社²

本件が問題となった平成29（2017）年度においても、製薬企業による奨学寄付金額上位10社（図のとおり）のうち、上位の製薬企業は内資系企業で占められており、前記傾向は明らかである。なお、小野薬品は上位10社中7位に位置している。

4. 小野薬品における奨学寄付金制度

(1) 小野薬品の奨学寄付金の支出状況等

平成28（2016）年度から令和元（2019）年度の小野薬品における奨学寄付金の支出金額は以下のとおりである。

平成28（2016）年度	10億7727万500円
平成29（2017）年度	10億2300万円
平成30（2018）年度	9億3850万円
令和元（2019）年度	8億1000万円

このように、小野薬品では、年々減少傾向にはあるものの、毎年10億円近い金額を奨学寄付金として支出していた。

(2) 小野薬品における奨学寄付金拠出決定までの決裁ルート等（本件当時）

- ① 小野薬品では、毎年、会社全体での奨学寄付金拠出のための予算枠が決められると、プライマリー部門とオンコロジー部門とで概ね半分ずつに振り分けられ、その後、プライマリー部門に関してはプライマリー製品企画部で、オンコロジー部門に関してはオンコロジー製品企画部で、具体的な奨学寄付金の拠出先の候補を絞り込むこ

² 東洋経済オンライン「製薬71社が大学に年200億円も寄付金払う事情 製薬会社・大学別奨学寄付金ランキングを公表」2020年8月5日付記事より抜粋。

ととなる。

プライマリー部門の予算枠についていえば、さらに、本社枠と支店枠に分けられ、支店枠についてはほとんど各支店（本件当時でいうところの各営業部）で、拠出先候補が決められていた。なお、この拠出先候補の絞り込みについては、年内にほぼ完了している状況であった。

本社営業部門では、拠出先の医師が当該地域でどの程度の影響力を持っているか（例えば、同人が講演をすればどのくらい人が集まるかなど）などが考慮されていたとされる。なお、奨学寄附金の拠出先は一覧表にして営業本部長まで回覧されており、営業部門において管理されていた。

② 奨学寄附金の拠出先について、本社の上承が得られると、これが営業所に伝えられ、営業所においては、総務部での手続のために書類4点（寄附申込書、覚書、資金提供についての情報公開同意書、研究助成金申請書：社内では「4点セット」と呼ばれていた。以下「4点セット」という。）を作成して本社営業本部へ提出し、本社の営業管理部では担当者がこの書類を受領した後、営業管理第二室室長、営業管理部部長、新薬推進部部長、営業戦略統括部部長、プライマリー製品企画部部長を経て営業本部本部長のところまで回覧され、その後、これが総務部へ回付されると、総務部内での審査を経て最終決定されるという仕組みであった。

③ なお、総務部においては、営業部門から提出された奨学寄附金の申請書に、奨学寄附金の支出先として適切であると判断できる研究目的・研究機関であること、研究成果の報告に協力する旨を確約した施設・診療科であること等がそれぞれ記載されているか内容を精査し、会社の定める奨学寄附金の支出条件を満たす内容であることが確認できると、総務部内で稟議起案を行い、最終決定された案件から逐次拠出していた。

なお、総務部では、奨学寄附金を支出した施設・診療科において支出目的にかなった研究に使用されたかを確認すべく、支出から1年を経過した時点から、営業部門に研究成果の入手を求め、支出と成果の入手の突合を行い、全ての奨学寄附金が支出目的にかなった研究で使用されたことを確

認している。

5. 問題となった小野薬品オノアクトという製品とは

オノアクト（一般名ランジオロール塩酸塩）は、短時間作用型 β 1選択的遮断剤であり、効能・効果として、手術時あるいは手術後の循環動態監視下における心房細動などの頻脈性不整脈に対する緊急処置などで使用されるもので、不整脈を整え、心臓に働いて心拍数が増えるのをおさえ、心臓の負担を少なくする作用があると説明されている。

平成14（2002）年の発売開始以降、既に15年以上経過し、売上額も年間50億円程度であり、安定した売上げがあったとは言えるものの、会社全体の売上額約2800億円（平成30（2018）年度）の中では微々たるものであり、既に一部の特許も切れたこともあり、会社としては主力製品とは位置付けられておらず、売り込みに力を入れるような製品ではなかった。

II 調査によって判明した本件贈賄事実の概要

1. 寄附に至る経緯等

(1) A教授からDへの寄附依頼

Dは、病院担当課長として三重大学医学部附属病院を担当していたことから、平成28（2016）年4月に臨床麻酔部に赴任してきたA教授（当時は准教授）とオノアクトの製品説明会等を通じて接触するようになり平成29（2017）年12月頃、京都支店の主催での講演会（平成30（2018）年1月12日開催）でAが講師となったことから、その打合せのため同人と接触する機会が増えるようになった。

その打合せの席などで、A教授から、4月には自分が教授に昇進することが確定的であること、研究費が不足していること等を聞かされていた。

そして、自分はオノアクトに注目しており、その販売増加に資する意

欲があることを聞かされるとともに、国立循環器病センター時代の後輩の医師らを研究のため三重大学に呼び寄せる予定であるが研究費が足りないなどと言われ、奨学寄附金の要望を受けるようになった。

Dは、これはビジネスチャンスであるとして、三重営業所所長であるF（以下「F」という。）及びCに対し、このようなA教授の意向を伝え、奨学寄附金を拠出すればオノアクトの販売実績が上がる見込みがあることを伝えた。

しかし、Cは、平成29（2017）年度の奨学寄附金の枠は既に埋まっている時期であった上（奨学寄附金の予算枠の決定プロセスやその決定時期等について詳細は前述のとおり。）、売上実績増加の見込みの対象が主力製品ではないオノアクトであること、翌年4月からは奨学寄附金は、ウェブ申請による公募制が採用されることが決まっていたことなどから、三重大学医学部への奨学寄附金の拠出は難しいと考え、Dらの要望は無理であると答えていた。

(2) 平成29（2017）年12月末における予算余剰枠に関する募集

① ところが、平成29（2017）年12月末に本社で開催された全国営業部長会議において、各営業部部長に対し「本社の寄附金の枠が余っている。交渉できる場所があれば、上げてくれ。」という指示があった（前述のとおり、小野薬品の社内において、奨学寄附金の予算枠は、本社枠と支店枠があったところ、本件で余剰枠があったとされたのは本社枠の方である。）。

② 通常このような時期まで余剰枠が残っていることはなく、この指示を聞いたCは、あるいはDの言う三重大学医学部への寄附金拠出も可能ではないかと考え、平成29（2017）年年末ないし翌平成30（2018）年1月頃、プライマリー製品企画部長であるE（以下「E」という。）に対し電話あるいは面談の際に、「三重大学医学部でこういった話がありますが、趣旨に合致しますか。」などと、奨学寄附金拠出の候補になり得るかを尋ねたところ、Eから「合致する」旨の返事が得られた。そこで、Cは、更に、Eに対し「それであればレポート

を送ったらいいですか。」と尋ねると、同人から「送って」との回答を得た。

(3) Dによるレポートの作成

- ① 一方、Dは、平成30（2018）年1月12日の前記講演会の日までに、A教授から、奨学寄附金拠出による研究資金の助成により医局に協力してほしいこと、その見返りとしてオノアクトの処方拡大を伝えられており、特に同日の講演会でA教授と接触した際、オノアクトの処方拡大と奨学寄附金の拠出依頼を結び付けて話をされ、この件についてのA教授の並々ならぬ強い意欲を感じ取った。
- ② また、Dは、遅くとも同月17日までに、A教授から、自身は防衛医科大学当時にもPG5³を使用して小野薬品に貢献しており、「自分は結果を出す男である」などとも聞かされていた。
- ③ Cは、既述のとおり、オノアクトは当時主力商品ではなかったことから、レポートを出すことによって三重大学医学部への奨学寄附金の拠出が小野薬品の会社全体の売上げに貢献すると見込める具体的な事情や拠出の必要性を訴えることが必要と判断し、Dに対し、本社に上げるためのレポート作成を指示した。
- ④ そして、Dは、同日付でC宛て（ccF）に、「三重大学医学部のオノアクトの実績拡大の機会について」と題するレポートの初案を添付の上で「先ほどの三重大学臨床麻酔部のレポートをお送りいたします。」とのメールを送信した。

同メールに添付のレポートの初案には、以下の記載がある。

「・・・A先生から「条件次第では、OAを全国大学1位にしてあげるよ」と言っていていただきます。この条件は、現在、4月から新たに医局体制（外部から4人の麻酔科着任予定）を組むにあたり、奨学寄附（200万）をしてほしい、と懇願されています。A先生からは、「私は必ず結果を出す男です」との言葉を得ており、〇〇所長からも防衛医大当時のPG5の爆発力を伺うと、信憑性の高いものと考え

³ PG5とは、「プロスタンディン500」との商品を指す。

えております。以上、三重大を大量処方先へ変革させる二度とないチャンスと考えておりますので、なにとぞ、ご検討の程、お願い致します。」

- ⑤ Cは、このレポート初案を確認し、更に本社の納得を得やすいものにしようと考え、Dに修正を指示した。DはCの指示を受け、前記のレポートの初案に修正を加えたものを添付し、翌18日午前8時1分頃、C宛て（ccF）に、「ご指摘いただきました部分を修正しました
「三重大学臨床麻酔部のOA市場拡大について」をお送りします。」とのメールを送った。同メールに添付されたレポートには、初案の内容に加えて、以下の内容が記載されている。

「市場規模（月間）

全麻酔件数300件

現在実績84万（10-12）

- ・心臓手術（CABG・弁形成）12件（術中150mg・ICU3γ×3day）108万
- ・大血管・主幹手術（緊急含む）3件（術中150mg・ICU3γ×3day）27万
- ・食道・肺切除（2葉以上）8件（術中150mg・ICU300mg）48万
- ・その他心リスク合併手術HR↑30件（術中150mg）48万

計223万

300万以上の実績を見込んでいます。」

- (4) 本社からの内諾の取付け

- ① Cは、1月18日午前8時3分頃、Eら宛てに（ccD、F）修正後のレポートを添付した上で、以下のメールを送信した。

「お疲れ様です。三重大の麻酔科次期教授から添付のファイルのような提案を受けています。過去の当社とのおつきあいから考えても今回の次期教授からの申し入れに応える事でOA実績の拡大は間違いないと思います。ご検討のほど何卒宜しくお願い致します。」

- ② これに対し、同日午前8時16分頃、Eの部下の1人であるG（以

下「G」という。) からC宛てに、

「C部長

ご連絡ありがとうございます。社内にて検討させていただきます。」との返信がなされたほか、同日午後8時4分頃、同じくGが他のEの部下であるI及びH(以下それぞれ「I」、「H」という。)宛てに、「標記の件、担当のDに連絡をした情報を補足させていただきます。教授選について・・・A先生の他4名の候補がたっているが、出来レース的な状況である・・・奨学寄付の対応時期・着任後がベストなタイミングだろうと事でした 営業部対応を含めた考え・どこで対応するかは別として、重要な案件としてスピード感をもった対応が良いだろうとの事で連絡をいただいたとのことでした。」

と、Aが教授になることは確実であること、重要な案件としてスピード感を持った対応が良いであろうといった内容のメールが送信された。

- ③ 当委員会が調査した限りでは、CからEら宛てに前記メールが送信された同月18日以降、この件について本社側からの返信等は、上記Gからのメールのみであり、果たしてCのE宛ての前記メールが本社内でどのように取り扱われたかは客観的な資料がなく判然としない。
- ④ しかし、Dは、同年1月15日から同月21日までの三重営業所の週報に、

「・・・A AP への関係性構築により麻酔科医局に入り込めてきたので、活動を継続し、OA使用の定着を進めていく。③三重大臨床麻酔部A AP への取り組み「具体的にOAがどの症例に必要なのか積み上げをしていこう。三重大の症例数は教える。」と相手にも本気になって頂いています。・・・」

と、A教授との間でオノアクト使用の症例数などを打ち合わせる予定であること、A教授が積極的であることなどを記載している。

- ⑤ これに対し、同月20日、Cは、

「A准教授とのやり取り急いでください。しかし焦ってしまうと何か

しら抜けが生じてしまうので慎重に確認を進めましょう。一方で期日も迫ってきているので少し急ぐ必要もあります。我々が思い描いている通りになりそうなのかをしっかりとつかんで「事」を進めていきましょう。来期の三重大の大躍進の「肝」ですので頑張りましょう！！
RVT⁴もいい感じなので三重大の来期が本当に楽しみです！！」

と、本件についての話が順調に進んでいることを前提にした内容のコメントを記載している。

⑥ さらに、同月22日、Fもまた、

「部長の記載通り、2ヶ月半ほどしかないので適格に打合せをして進捗させましょう。」

とコメントしている。

⑦ さらに、同月23日、DはC宛てに（ccF）、

「・打合せ状況 昨晚、レポートの積み上げ表を改良し、具体的に擦り合わせを行いました。500Vを到達点に、「可能である」と言って頂いています。・・・」とA教授がオノアクトの処方増加につき積極的であり、月間500本に到達も可能であるかのようなメールを送信している。

⑧ 現に、Dは、奨学寄附金拠出の前後の平成29（2018）年2月頃、A教授との間で、三重大学医学部附属病院においてオノアクトの処方がどの程度可能なのかを具体的に計算する「症例積み上げ表」なる書面の作成にも及んでいた。同書面では、例えば、心臓手術1症例において、術中と術後にオノアクトを使用したら、処方数が何バイアルとなるか、同手術が何件見込めるかなど、症例ごとに、処方数と症例数を積算して算出されたオノアクトのバイアル数などが記載されていた。

⑨ 以上のとおり、CによるEへのレポートを添付した前記メールが送信されたのち、Eのほかccで宛先に入っていたH、I、G等の誰からも、三重大学医学部への拠出を危ぶむ指摘もこれを制止するような動

⁴ アルツハイマー型認知症治療薬「リバスタッチパッチ」の略。

きはなく、むしろ C、D らにおいては順調に拠出に向けた話が進んでいるとの認識であった。

- ⑩ 他方、Cは、前記のメールをEに送った後、遅くとも同年2月15日までに同人に対し「メール見てもらいましたか。」と口頭で尋ねている。そうしたところ、Eから「いいよ、あれで通して。」との回答を得た。

当時、奨学寄附金の拠出先候補の絞り込みを実質的に決定できたのは、本社のプライマリー製品企画部であり、そのトップであるEの「いいよ」との言葉をもって、本社の了解が得られたものと理解した。

- ⑪ そして、Dは、CあるいはFより、本社から了承が得られた旨の報告を受けた。

- ⑫ このように、中部営業部のCにおいて、本社からの了承が得られたと認識していたことは、その後の動きによって客観的に裏付けられるところである。すなわち、前述のとおり、奨学寄附金の拠出の手続を行うのは本社総務部であり、各営業所は総務部での手続のために4点セットを提出することになっていた。しかるところ、今回の三重大学の件に関する4点セットには、中部営業部の事務局職員が作成した「三重大学大学院研究科臨床麻酔科学 研究助成金申請書提出の件」と題するメモ⁵が添付されており、同メモには、「2018年1月、教授交代により〇〇先生が赴任され中部営業部Cから、営業本部長、Eに相談させていただき急遽申請の許可を頂いております」「提出の期限が切迫し恐れ入りますが、なにとぞよろしくお願いいたします」と記載されている。現場職員である三重営業所職員が、奨学寄附金の拠出について誰が決定権を有するかを知るはずはなく、その内容からすれば恐らくCが指示して書かせたものと思われるが、それはともかく、現場では既にそれに向けて動き出して

⁵ 同メモには、「中部営業部三重営業所 三重病診2課 D」とDが作成したかのように記載されているが、D自身の供述やヒアリング対象者が捜査機関から得た情報等によれば、別の職員が作成したとのことである。

いたということがうかがえるのである。

- ⑬ もっとも、Eらの了承の状況や態様については関係者の供述が一致しておらず、必ずしも明確ではない部分はあるものの、以上の供述やメモなどからすれば、少なくともEのCに対する口頭での了承が存在し、そこで本社における奨学寄附金拠出候補先として実質的な決定がなされていたと認めざるを得ない。

(5) Eの供述について

- ① ところで、この点につき、Eは、一貫して本件についてCから本社の予算余剰枠からの奨学寄附金拠出の候補になり得るかどうかの相談を受けた記憶はなく、ましてや奨学寄附金拠出の了解をした記憶もない旨述べている。
- ② なるほど、Cから発出されたE宛てのメールが開封された事実が確認できていないため、当時、多数のメールを受信していたEが個々のメールの内容まで確認しなかった可能性はなくもない。また、日常業務中での口頭での了承であったがゆえに、記憶として鮮明に残らなかったと善解する余地もある。さらに、奨学寄附金の枠が余っていたことから予算消化が優先であったため、ほとんど検討することなくCの本件オノアクトに関する奨学寄附金拠出の依頼に応じたのではないかとみる余地もある。

しかしながら、CからEを宛名の筆頭とする前記メールが送信され、Eの部下のGがこれを確認してCに返信しているという事実がある。しかも後に述べる奨学寄附金の拠出につきEらの事前承諾まで経たことを前提に現場の中部営業部が行動している状況からすれば、候補先の絞り込みを実質的に決定するEにおいて、当該メールを確認したか否かにかかわらず、拠出を了承していたことは疑う余地はないであろう。

(6) 拠出に至るまでの手続等

- ① Dは、同年2月15日までには、CあるいはFより、本件の奨学寄附金拠出が正式に決まった旨知らされていたので、具体的に拠出に向

けて手続を進めることとし、本社へ提出するため、4点セットの作成を始め、同月20日付けで、施設名「三重大学大学院医学系研究科」、
「代表者名〇〇先生」（A教授の前任者である。）、研究グループ名
「臨床麻酔科科学」、研究テーマ「モーション解析による気管挿管技術の上達プロセス初期の客観的評価」などとし、金額を200万円とする研究助成金申請書を作成した。

同申請書にはDの押印のほか、F、中部営業部戦略推進部長、Cの押印がなされ、必要書類と共に本社に提出された。

この4点セットがいつ誰の回覧を経たかは、回覧印が押印されるなどした書面が一部しか残されておらず、客観的な書面上、必ずしも明らかでない。

- ② この4点セットのうち、研究助成金申請書については、総務部総務一課員、その他総務部職員2名、総務部長の押印がなされており、4点セットが総務部に回付された後に作成される稟議書については、平成30（2018）年2月23日付で前記総務部総務一課員により起案されており、決裁欄には、前記総務部職員3名、総務部長のほか、経営管理本部本部長の印が押印されているが、書面上明らかな回覧・決裁者についての情報はこれのみである。
- ③ この点について、当委員会におけるヒアリングにより、実際はこの4点セットはクリアファイルに入れられて本社営業部門で回覧され、同クリアファイルに貼付された押印枠のあるメモに各回覧者が押印していたことが判明した。
- ④ そこで、当委員会が小野薬品に確認したところ、当時は、本社営業戦略統括部営業管理部営業管理二室員が4点セットの本社受付窓口としてこれを受領し、その後、同室長、本社営業戦略統括部新薬推進部長、本社営業戦略統括部長、プライマリー製品企画部長、そして営業本部長に回覧され、各々による押印がなされたと思われるとのことであった。なお、それら回覧印が押印されたメモは既に処分され、保管されていなかった。

以上のとおり、本件の4点セットは、本社営業部門の者により回覧・押印された後、最終的に営業本部長の回覧・押印を経て、総務部に回付された。

そして、総務部においては、既に営業部門における回覧がなされ、営業部門において候補先を絞り込んだ結果であるとの認識のもとに所定の審査を行った上で手続が進められた。

その結果、本件の4点セットは同月23日に総務部において受け付けられた後、同月26日までには総務部での決裁が下り、同年3月20日には、国立大学法人三重大学名義の普通預金口座に奨学寄附金として200万円が振り込まれた。

2. 本件奨学寄附がオノアクトの売上に及ぼした影響等

- (1) A教授は、平成30(2018)年3月22日、臨床麻酔部のスタッフに対し、次のような内容のメールを送信している。
 - ・ 小野が3月に200万いれてくれることになった。
 - ・ なんとか小野にはうちの主力になってもらいたいのので、オノアクト使用量全国トップを目指したい。
 - ・ ちょっと資料添付するよ。三重大の症例数から考えた予想。
 - ・ 4月からは、全身麻酔症例で、抜管時頻脈予防・治療で50mg 1Aを基本に（使わなくとも）目立たないように、増やしていきたい。最終的には上室性不整脈予防と心筋虚血予防ってことで、ICU症例でぶん回したい
 - ・ 担当症例で、考慮してくれ。
 - ・ 以上は公には話しづらいんで。とにかく研究でのし上がりたいので、背景を理解してうまくやってくれ。
- (2) そして、このメールに添付された資料は、Dが部内用に作成したものであり、オノアクトの使用量の全国トップが長崎大学であり、そこでの使用量が月間800バイアルであること、三重大学医学部の使用量が月間80バイアルであること、三重大学医学部における目標使用量が50

0 バイアルであること、その目標使用量の達成までの経時的な目標値を示すグラフなどが示されている。この資料は、A教授の要望により、Dがデータ提供をしたものであった。

(3) このようなA教授の指示の結果と思われるが、B准教授は、同年4月頃から、自らが担当する手術以外の手術において、使用するしないにかかわらず、50mgバイアルのオノアクトを溶解して準備するなどの作業をするようになり、さらに、同年10月頃からは、150mgバイアルのオノアクトも溶解して準備するなどしていた。しかも、その多くが廃棄されるという事態になっていた（DもCもこの廃棄の事実は全く認識していなかったと述べる。）。そして、B准教授は、廃棄されるオノアクトが使用されたかのように見せかけるため、電子カルテの使用履歴に虚偽の入力をするようになった。これらの虚偽入力は、当初は、手術室の端末からの虚偽入力であったが、令和元（2019）年5月頃からは、臨床麻酔部の医師控室にある端末から行っていた。

(4) 三重大学医学部附属病院に対するオノアクトの売上金額（月額）を見ても、平成29（2017）年上期が44万円、同年下期65万円であったものが、翌平成30（2018）年上期106万円、同年下期139万円、令和元（2019）年上期247万円、同年下期248万円と、急激に増加し、問題が浮上した令和2（2020）年上期には41万円と激減している（ただし、使用量が日本一になった事実はない。）。もっとも、増加分のかなりの部分はB准教授による未使用分の廃棄が占めていると思われる。

このことから、本件の奨学寄附金抛出の見返りとして、A教授やB准教授らが不正手段を使ってまでオノアクトの売上げ増に協力し、その結果三重大学医学部におけるオノアクトの処方量及び売上金額の増大につながっていったことが見て取れる。

3. 当事者の刑事判決等

(1) 当事者の刑事判決

津地方裁判所は、令和3（2021）年6月29日、D及びCに対する本件贈賄被告事件について、公訴事実どおり、「オノアクトを積極的に使用して前記小野薬品工業株式会社においてオノアクトを多数受注できるようにしてほしい旨の請託に関する依頼の趣旨で、…国立大学法人三重大学名義の普通預金口座に現金200万円を振込入金させて同大学に同額の利益を得させた」との贈賄事実を認定するとともに、両名に等しく、懲役8月、執行猶予3年の有罪判決を宣告した（求刑は、Cが懲役1年、Dが懲役10月）。

ちなみにカルテを改ざんし、不正請求までしたB准教授に対して、津地方裁判所は4月22日、公電磁的記録不正作出・不正作出公電磁的記録供用及び詐欺の罪で懲役2年6月執行猶予4年の有罪判決を宣告している。

Ⅲ 本件事案から当委員会が認識した問題点

1. 本件事実関係から見えてくる奨学寄附金を介してのMRと大学病院との関係について

(1) 本件の特異な点は、医師側がカルテを改ざんするなどという非常識というほかない不正かつ違法行為を行い、これが発覚の端緒になったという事実である。DやCは、納品したオノアクトが廃棄されたり、カルテが改ざんされた事実など一切知らされておらず、その事実を聞いたときには衝撃を受けたと供述しており、その供述は正に真実であろう。

DらMRの多くは、医師側の約束は必ずしも実行されるとは限らないということを経験しており、A教授やB准教授らが、いかなる意図でかかる行為にまで及んだかはつまびらかではないが、DやCにしてみれば、「日本一を目指そう」「月間500本を達成する」というような約束を果たすために、カルテの改ざんまでするなどというのは思いも寄らなかったことであろう。そこまでして売上げを増やして欲しいと頼んだ覚えはないというのが、彼らの正直な思いであろう。その意味では、A教授らの不正行為がなければ、事件も発

覚せず彼らは罪に問われることもなかったともいえるのであって、ある面では彼らはA教授らの暴走に巻き込まれた犠牲者という面もないではない。

しかしながら、このようなA教授らの非常識な行為があったにせよ、そしてまたA教授から執拗に奨学寄附金の要請があったとしても、売上げ増加を見込んで寄附金提供に動いた彼らの行為が正当化されるものではない。

本件事案の原因を究明するにあたっては、A教授らの個性や異常な行動に目を奪われることなく、その背後にある奨学寄附金を期待する大学側とそれに対して営業活動を行わざるを得ないMR側の間に横たわる問題点を指摘しようとするものである。

- (2) 刑法上、第三者収賄の成立の要件には、請託の事実が必要とされるころ、この請託とは、「職務に関し一定の行為を行うことを依頼すること」と解され、また、「請託の対象となる職務行為はある程度具体的なものでなければならない」ともされているが、一方、黙示の依頼、暗黙の承諾でもよいとも解釈されている。

つまり、請託の有無の評価や解釈も相当に幅が広い側面があり、実際に請託に至ったかどうかの判断は極めて微妙である。後にも検討するが、MR側が製薬企業の営業員として業績の向上を常に意識して医師側と対応せざるを得ない立場にある以上、奨学寄附金の提供についての医師とのやり取りには、常に請託と評価される危険が潜んでいると言わざるを得ないのである。

もちろん、本件は、具体的なオノアクトの購入約束がやや極端な形でなされており、その点で第三者収賄罪の成立に疑う余地はないが、多くの奨学寄附金に関するやり取りは、このような具体的な約束・請託に至らない態様で行われてきたのではなかろうかと推察される（関係者によれば、当該病院の薬品の購入数を高めるのではなく、影響力のある医師との友好を図り、その講演会などを通じて、地域の病院への使用の浸透を図り、結果として業績向上につながることを目指すなどが正当な例示として挙げられている。）。

- (3) 小野薬品のMR達には、取引誘引のための奨学寄附金の提供が禁止されていることは一定程度周知されているものの、現実の医師との間でどのようなやり取りがあれば、取引誘引に当たるのか、更に進んで、それが刑法上にいう請託

があったことになるのかどうか、判断がつきかねる者は少なくないであろう。とりわけ、本件のA教授のように極めてアグレッシブな性格で、露骨に奨学寄附金の拠出の要望と見返りを明確に示してくるような医師達に対し、果たしてどういう対応をすればMRとしてベストの対応なのか、突き詰めて考えれば、相当に微妙な側面があることは事実である。

今回ヒアリングを行った会社側の関係者の中でも、この点の認識には幅があり、本件のような目標金額を出して奨学寄附金の申込みをするレポートは直ちに撤回させるべきであったと断じる者もいる一方、CやDのように、自分らの行為がコンプライアンス違反であり、まして第三者供賄というような犯罪行為に該当するなどとは思ってもよらず、むしろ、通常のMR活動だと思ってレポートを作成していた者もいるのである。その意味では、本件はMRにとってはまさにグレーゾーンの中で起きた事件であると言っても過言ではない。

(4) 一方でD及びCはA教授の要請を受けたにもかかわらず、彼が主宰するB AMエンカレッジメントなる財団への寄附についてはコンプライアンス違反に当たるとして明確に断っている。したがって、Dらの頭の中ではB AMエンカレッジメントへの拠出は許されないが、三重大学医学部への拠出は全く問題にならないと考えていた節がある。このことはDらにおいてもコンプライアンスの意識は持ち合わせているものの、本件のようなグレーゾーンの場面における判断において、それが十分機能しなかったということであろう。

この事件はこの奨学寄附金と取引誘引との微妙な関係にある小野薬品だけで解決すべき問題ではなく、業界全体として、検討すべき課題でもあることを浮き彫りにしたといえる事件であろう。

(5) そこで当調査委員会は、彼らがなぜこのような事件を起こしてしまったのかという営業部門サイドの問題点と、このような営業部門の暴走をなぜ総務部門が止められなかったのかという総務部門サイドの問題点について検討していくこととする。

IV 奨学寄附金制度の問題点とこれをめぐる製薬業界の動向

1. 奨学寄附金の存在意義

- (1) 奨学寄附金の趣旨・目的は、既述のとおりであるが、この奨学寄附金は、受け入れる研究機関にとっては、課税対象とならないほか、国庫からの支出などと違った歳入歳出外の費用として、柔軟な使用が可能であり、研究の技術や秘書の人件費などにも支出できるなど自由度が高く、極めて使い勝手の良い有用な費用とされているようである。

すなわち、後述の医薬品企業法務研究会経済法研究部会（2015年6月紙上発表）によれば、奨学寄附金はテクニシャンや秘書の人件費や医局運営費などの一般管理費に多く支出されていることが分かるが、これらの費用は国庫金からは支出することができないため、奨学寄附金から支出しているということである。しかも、奨学寄附金は、単年度予算を消化するという縛りがないため、研究機関にとってはより利便性の高い使い方ができ、研究機関の運営、研究の実施のためには重要な存在である。近時、奨学寄附金は減少傾向にあるものの、なお研究機関が奨学寄附金に依存している割合は大きく、これに代わるインフラが整わない状況で、奨学寄附金が大きく減少することは医学・薬学研究に支障をきたすと言われている。

他方、拠出する製薬企業側にとっても、寄附金拠出は社会貢献活動の一環である上、一定程度税金の損金算入が認められており、とりわけ国立大学への寄附金については全額の損金算入が認められるなど税務上のメリットもあるのである。

- (2) ちなみに、大学における奨学寄附金の運用実態等に関しては、平成24（2012）年当時、医学部を有する大学等86機関を対象とするアンケートが実施されており、その結果によると、研究費のうち、科学研究費補助金等の公的資金が占める割合が51%、民間企業からの資金が占める割合が49%であり、そのうち、共同研究が11%、受託研究が21%、臨床研究が21%、臨床研究が4%、奨学寄附金が64%を占

めていたということであって（「契約モデル」より抜粋。）、大学の学術研究活動において奨学寄附金が大きな役割を果たしていることは明らかである。

- (3) 製薬企業が拠出する奨学寄附金は、かねてより企業の社会貢献の一環として行われてきたものであるが、従前の奨学寄附金の中には、共同研究や受託研究のような自社医薬品の研究のために拠出されているような事例や、奨学寄附金が自社製品の購入の見返りとなっている事例も少なからず存在した。

しかし、次に述べるノバルティスファーマ社のいわゆるディオバン事件を機に、奨学寄附金制度についての透明性確保を求める提言等がなされ、これにより製薬業界においても奨学寄附金制度の運用方法が見直されるようになった。

2. 平成26年のディオバン事件を契機とした奨学寄附金制度をめぐる問題提起と業界の動向

(1) ノバルティスファーマ社のディオバン事件

ディオバン事件とは、平成26（2014）年夏、ノバルティスファーマ社の高血圧症治療薬ディオバン（一般名：バルサンタン、以下「ディオバン」という。）に係る臨床研究論文について試験データの不正操作疑惑が浮上し、試験データの作成に関与した同社元社員が薬事法違反で逮捕され、臨床研究における試験結果の信頼性や研究者の利益相反行為等の観点から社会問題化した事件である。

元社員が逮捕されたのは平成26（2014）年夏のことであるが、ディオバンに関する臨床研究論文における試験データについては、平成19（2007）年の臨床研究論文発表当時から、多方面から疑惑の目が向けられており、平成27（2013）年には論文撤回に至る事態へと発展していった。

(2) デイオバン事件を契機とした業界の動向等

- ① 平成26年の「高血圧症治療薬の臨床研究事案を踏まえた対応及び

再発防止策について（報告書）」の発出

(a) 厚生労働省は、ディオバン事件が社会問題化した状況を踏まえ、文部科学省とも協力の上、ディオバン事件の事実関係を可能な限り明らかにするとともに、その再発防止策について検討することとし、平成25年（2013）8月、厚生労働大臣の下に「高血圧症治療薬の臨床研究事案に関する検討委員会」を設置し、同検討会は、平成26（2014）年4月11日付で「高血圧症治療薬の臨床研究事案を踏まえた対応及び再発防止策について（報告書）」と題する報告書を作成した（以下「検討委員会報告書」という。）。

(b) 検討委員会報告書には、「利益相反管理上の問題点」として、奨学寄附金に関して、以下のような記述がある。

ノバルティス社は奨学寄附金が今回の研究事案の支援に用いられることを意図及び期待していたとも述べている。このような意図等をもって提供された資金は、事実上、ノバルティス社が今般の事案に係る臨床研究のスポンサーとしての役割を果たしており、これは学術研究や教育の充実・発展という奨学寄附金本来の趣旨と異なる。

（中略）ノバルティス社からの長期間にわたる多額の資金提供及び労務提供は、営業を含めた業務の一環として行われたものと考えられる。いずれにせよ、製薬企業から大学への資金提供及び大学側研究者への労務や専門的知識の提供について透明性が確保されていない。また、社員に対するマネージメント及び部門間の情報共有・連携が不十分であるなど、全体として社内のガバナンスが適切に機能していないと思われた。

以上のとおり、同報告書では、奨学寄附金制度の本来の趣旨・目的とは異なる運用の仕方を問題視し、その不透明さを指摘している。

(c) そして、同報告書では、「研究支援に係る製薬企業の透明性確保」として、その透明性確保のための基準について、以下のように述べている。

製薬企業は奨学寄附金等の資金提供及び労務提供・専門的知識提供

(以下「労務提供等」という。)を行う場合、透明性確保の観点から以下の諸点について対応すべきである。

- (ア). 医療用医薬品の取引に付随する寄附についての考え方を定めた「医療用医薬品製造販売業公正競争規約に基づく「寄附に関する基準」(医療用医薬品製造販売業公正取引協議会、平成10年1月20日公正取引委員会届出、平成26年1月28日公正取引委員会・消費者庁長官改訂版届出)」を遵守すること。
- (イ). 日本製薬工業協会が公表した「企業活動と医療機関等の関係の透明性ガイドライン(2011年1月策定・2013年3月改訂)」を早急に実施し、奨学寄附金を含めた学術研究助成費等の個別状況を公開すること。また、同ガイドラインにおいては、製薬企業の労務提供等に関する事項が含まれていないことから、これらに関する行動指針を策定し、透明性を図ること。
- (ウ). 臨床研究の実施機関に対して資金提供を実施する場合、可能な限り委託契約に基づく資金提供を検討すること。奨学寄附金を寄付する場合には、学術研究や教育の充実発展との本来の趣旨に沿うよう、講座単位ではなく、可能な限り学部単位または大学単位で行うこと。
- (エ). 奨学寄附金等の資金提供または労務提供等に当たっては、営業部門から独立した組織により、利益相反上の問題がないかについて十分確認の上、決定すること。また、奨学寄付を行うに至った経緯など、企画立案から意思決定に至るまでの記録を作成し、保管すること。

以上のとおり、検討委員会報告書は、ディオバン事件により明らかとなった奨学寄附金制度の運用の在り方について問題提起をした上、透明性確保のための一定の基準を示したものと見える。

しかしながら、このディオバン事件は、基本的には、自社の製品の研究のために奨学寄附金を提供する態様の事件であったため、本件のような自社製品の売上向上と奨学寄附金の関係という最も単純で本質的な問題、そして、それが刑法犯罪(第三者収賄の成否に至る)にな

り得るという問題を直接的に意識したものではなかった。そのため、本質的な問題がなお伏在したまま今日まで来てしまったと言えなくもない。

② 平成26年「製薬企業による臨床研究支援の在り方に関する基本的考え方」（製薬協発第241号）の発出

(a) 日本製薬工業協会は、検討委員会報告書が取りまとめられた検討の過程において、製薬企業に対しても今後の臨床研究支援の在り方に関し指摘や要請が行われていることを受け、平成26(2014)年4月22日、同協会としての考え方をまとめた「製薬企業による臨床研究支援の在り方に関する基本的考え方について」（製薬協発第241号）（以下「基本的考え方」という。）を発出した。

この「基本的考え方」では、「3. 奨学寄附金の提供の在り方」として以下のように述べられている。

「奨学寄附金は本来の趣旨に則り適切に提供することとし、今後自社医薬品に関する臨床研究に対する資金提供の支援方法としては用いないこと。

また、奨学寄附金提供に当たっては、社内の営業部門から独立した組織において利益相反を十分確認の上決定することとし、奨学寄附の経緯等の記録を作成し、適切に保管しておくこと。

なお、奨学寄附金により自社医薬品に関する臨床研究が行われていることを知った場合は、できる限り早期に契約に切り替えること。」

(b) 以上の記載は、それ自体は正当なものではあるが、内容は調査報告書と同様に、ディオバン事件を意識した対応を述べているだけで、本件のような事案が起こり得るという認識に立ったものではなく、したがってその解決策を示すものとはなっていない。

なるほど、「奨学寄附金提供に当たっては、社内の営業部門から独立した組織において利益相反を十分確認の上決定すること」とされているものの、それは総務部において「自社医薬品に関する臨床研究」に当たる場合ではないか、「利益相反にはならないか」を確

認するチェック機能を持たせるといふ意味にとどまっているのである。営業部門から切り離すことで第三者供賄になりかねないグレーゾーンの解決に資するといふ観点で検討されたものではないと思われる（実際にも、小野薬品では、奨学寄附金の拠出先は、営業部門とは独立した総務部門で決定する仕組みになっていたことは既述のとおりである。）。

③ 「寄附に関する基準」の内容

さらに、医薬品製造業界の自主的規制である「医療用医薬品製造販売業公正競争規約」（医療用医薬品製造販売業公正取引協議会）の運用基準である「寄附に関する基準」を見ておくと、

その「第1原則」の寄附の規約上の考え方として

「寄附が形式的に無償とされても、事実上、寄附の見返りとして医療用医薬品の購入に関する有利な取扱いなどの寄附者である医療用医薬品製造販売業者側の利益が約束されている場合…（中略）…製造販売業者が取引への影響を考慮し応じる場合等は、取引を不当に誘引する手段として規約で制限される」

とあるものの、すぐその後には

「医療機関及び医療担当者等とは別個の団体等への寄附は、本来、規約で制限されないが、医療担当者等で構成される団体への寄附の場合には、要請者が医療担当者等であることから、取引付随性が否定できないので、医療用医薬品の取引を不当に誘引する手段となるか否かで、その可否を判断する」

となっている。

また、第2の「医療機関等及び医療担当者等に対する寄附金」の規約部分では、

「製造販売業者が医療機関及び医療担当者等に対して拠出する寄附金は医療用医薬品の取引に付随するが、医療機関等への金銭提供であっても、医学・薬学等の研究、講演会等に対する援助であれば、当業界の正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲内であり、医療用医

薬品の取引を不当に誘引する手段には当たらず、原則として規約で制限されない。」

としつつ、「拋出が制限される寄附金」の一つとして

「寄附者である製造販売業者側の利益が約束されている場合」

が挙げられているものの、「拋出が制限されない寄附金」の項目があり、そこでは

「以下の寄附金は、医療用医薬品の取引に付随するが取引を不当に誘引する手段とはならないので規約で制限されない。ただし、前項1に該当する場合は、規約で制限される。」

となり、そのような拋出が制限されない寄附金として「(1)研究活動への寄附金」が挙げられ、その一つとして「1) 大学附属病院に所属する医療担当者が関与する当該大学への学術研究目的の寄附金」が掲げられている。

- ④ 以上のとおり、ディオバン事件を受けて奨学寄附金制度の不透明性が問題視され、様々な基準が示されたが、その中で「寄附に関する基準」では、「製薬業者側の利益が約束されている場合」取引を不当に誘引する手段としては制限されるとしながら、「医療機関及び医療担当者等に対して拋出する寄附金は医療用医薬品の取引に付随するが、医療機関等への金銭提供であっても、医学・薬学等の研究、講演会等に対する援助であれば、当業界の正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲内であり、医療用医薬品の取引を不当に誘引する手段には当たらず、原則として規約で制限されない」としている。

そうだとすれば、取引に付随する奨学寄附金拋出は当業界の正常な商慣習に照らして適当と認められる範囲であれば原則として制限されておらず、「約束」にまで至らなければ、製薬業者への見返りや利益を期待して寄附すること自体は問題がないとされているように解釈できる。しかし、「約束」をしたとして制限される場合と、それに至らない場合との境界は必ずしも判然とせず、これらを区別する明確な基準が示されているとも言い難い。

いずれにしろ、この寄附に関する基準も、MRと大学側との関係に

つきまとうグレーゾーンを解消するに足るだけの明確な指標を示すものとはなっていないと言わざるを得ない。

- ⑤ 製薬企業にとっては、一方で社会貢献という企業の社会的存在価値を高める崇高な理念の実践と、他方では営利企業として少しでも売上げを伸ばすという企業の本来的営業活動の狭間に生じている悩ましい問題である。小野薬品のみならず製薬業界としても、この奨学寄附金の拠出と取引誘引の妥当性をめぐる問題については、問題意識を持ちつつも、明確な基準を見出すことに苦慮しつつ今日に至っているというのが実情であろう。

(3) 製薬業界の動向

- ① 医薬品企業法務研究会経済法研究部会は、平成27（2015）年6月、医薬品企業と研究機関との間で産学連携が進む中、平成26（2014）年来、医薬品企業による医師主導臨床研究への不適切な関与の事例が相次いで発覚したことを受け、「製薬企業から研究機関への資金提供 奨学寄附金・研究者主導臨床研究契約モデル」（「契約モデル」）を発表した。

この中では、奨学寄附金制度がテーマとして取り上げられ、製薬企業に対するアンケート調査が実施されていたところ、奨学寄附金の拠出の有無について回答のあった40社中36社が奨学寄附金を拠出していた。なお、他の2社も運用方法の見直し中で、見直し完了後、実施運用を再開するとのことであった。

また、「奨学寄附金制度の運用方法の変更は、どのような対応の実施・検討をしているか」との問いに対し、29件の回答が得られ、これによると、基本的考え方の実践として、審査ルートの変更が6社、委員会制度の導入が6社、管理部門の変更は4社が対応として実施または検討しており、公募制導入については6社、契約関係への移行については4社が検討ないし導入していると回答していた。

- ② ウェブ申請化の動き

MRを悩ます医療機関との奨学寄附金問題の解決策の一つとして、

制度の透明性を図るなどの目的で奨学寄附金のウェブ申請化の動きがあり、これは奨学寄附金の拠出先の決定をMRの活動から切り離すという大きな改善策の一つではあった。

実際に、製薬企業においては、平成27（2015）年以降、奨学寄附金制度につき、寄附申込受付をウェブによる公募制へと変更する動きが認められた。当委員会が把握した情報によれば、その変更時期と変更した内資系企業は以下のとおりである。

平成27（2015）年 武田薬品工業、アステラス製薬

平成28（2016）年 田辺三菱製薬

平成29（2017）年 塩野義製薬ほか4社

平成30（2018）年 大日本住友製薬、エーザイ等

もっとも寄附の申請をウェブで行ったとしても、それだけでは奨学寄附金の拠出が制限されている「利益の約束」を必ず防止できるというものでもない。小野薬品は本件の奨学寄附金を拠出した翌年度、すなわち平成30（2018）年度よりウェブ申請化へと変更し、同年4月より運用を開始しているが、ウェブ申請化だけで全ての問題が解決するわけではなく、したがって、他社よりウェブ申請化への移行に遅れたからといって、それだけで奨学寄附金への取組がおろそかであったと評価するのは早計であろう。

V 小野薬品における奨学寄附金の問題点

1. 本社予算枠の消化のための拠出先の募集であったこと

本件は小野薬品における奨学寄附金拠出のための予算枠の割り振り、営業部門における拠出先候補の絞り込みの一連の手續については、先に第2部-I-4. で述べたとおりである。そして、そこでも述べたとおり、奨学寄附金の拠出は、年間計画に基づいて実施されるものであり、年内に全てが実施されるのが通例となっている。今回のように年末近くになって余剰枠が出ることなどは通常は考えられないことである。事実オンコロジー

部門においては、かつてこのような事態が生じた事はないとのことである。本件はプライマリ部門が本社枠の予算消化のため急遽営業部に募集をかけたという異例の事案であって、社内的には、むしろこの時点に至って余剰枠を発生させ、その消化を急いだプライマリ製品企画部の抛出計画にも問題があったという指摘がある。

2. 総務部門における審査の内容

総務部においては、営業部門から4点セットが回付されると、書類の不備のほか、主に、奨学寄附金抛出の対象となる研究が自社製品に関連するものでないかどうかをチェックすることとされており、このチェックは抛出可否の重要な基準であったとのことである（本件の研究助成金申請書にも、「自社製品の臨床研究との関連性が無いことを確認済み」との押印がなされている。）。

もっとも、総務部に回付されてくる4点セットには、「研究助成金申請書」や「覚書」に「研究テーマ」という項目があるが、具体的な研究内容を記載すべき項目はなく、そのほか具体的な研究内容やその目的等を示す資料等も提出を求められていないとのことである。例えば、本件に関する研究助成金申請書及び覚書の研究テーマには「モーション解析による気管挿管技術の上達プロセス初期の客観的評価」と記載されているのみであった。

総務部においては、この「研究テーマ」に記載される内容から、自社製品との関連性の有無を判断していたとのことである（それ以上の実質的な審査はなされていないが、多数の申請があり、特別な事情のない限り、その申請内容を信じて関連性を判断するしかないであろう。）。

また、既述のとおり、本件当時、奨学寄附金制度については、専らディオバン事件を契機とする制度運用の透明性が問題とされており、「寄附に関する基準」において「寄附者である製造販売業者側の利益が約束されている場合」の奨学寄附金抛出が制限されていたものの、総務部で行われる審査では、営業部門で抛出候補先を絞り込んできた後のものであり、そこ

で改めて「寄附に関する基準」の規制対象となっていないかといった実体に立ち入った審査をする運用にはなっていなかったのである。

3. 稟議書には全ての回覧者のチェックの形跡が残されていないこと

既述のとおり、本件についての4点セットや奨学寄附金拋出の最終決定に関する資料であると思われる「稟議書」には、総務部の職員のほか、経営管理本部本部長の押印が確認できるのみであり、実際に回覧されている営業部門の回覧印が押印されるメモも残っていなかった。

これは本件についてのみの事象ではなく、小野薬品の奨学寄附金拋出の一般的な手続として残されていないようである。

このように営業部門の職員が4点セットや稟議書に押印せず、また、回覧したことを示す回覧印のメモも残されていない理由は判然としないが、ディオバン事件の影響もあって、営業部門が表立って押印することで営業部門の関与が強く印象付けられるのを避けるためであろうか。細かい点ではあるが、総務部門と営業部門とで責任の分担について十分に認識されているようには思えない。

4. 奨学寄附金の申請にあたって、MRのレポートの存在とその目的

当委員会では、本件においてDが作成し、Cが本社に上げたレポートは本件における特異なものであるのか、あるいは他の事案でも同様に作成されているのか検討するため、本件以外の奨学寄附金申請時の資料の開示を受け、検討したところ、一部のものに本件と同程度まではいかずとも、奨学寄附金拋出を本社に依頼するに当たって有利な営業活動が見込めることを説くものが認められた。

このようなレポートを作成して本社に提出する趣旨は、Cによれば、本社での拋出決定を得やすいようにするためとのことである。

他方で本社の関係職員に聴取したところによれば、従前よりこのようなレポートを提出する必要はないと指導はしているものの、必ずしもそのような指導が全社的に徹底していたと言える状況ではないことが認められ

た。先に述べたとおり、Cがレポートを添付したメールを本社に送信しても、誰もこれを注意せず、疑問を呈する者もいなかった。

いずれにせよ、このようなレポートが提出されるということは、現場のMRにおいては、奨学寄附金拠出の決定を得るためには、レポートによって本社に営業活動にどれほど寄与するかを訴えることが重要であるという意識が存在していたことが読み取れる。

VI 本件事件後にウェブ申請化された後の実態

小野薬品では、前記のとおり奨学寄附金制度をめぐる業界全体の動向を踏まえ、平成30（2018）年度より、奨学寄附金の申請受付手続を、ウェブによる公募制へと変更し、同年4月からはウェブによる申請に一本化している。

ウェブ申請化後の手続であるが、具体的には、ウェブサイトにて寄附金の公募を行い、ウェブサイトにて公募のあった寄附申込書を総務部において取りまとめた後、総務部事務局が申込内容を精査することとされた。

その際、小野薬品の製品にかかる研究、特定の医薬品に関する可能性がある研究、前年と同じ内容の研究や内容が具体的でない研究等については審査除外とし、審査委員会（研究本部、開発本部、総務部の計四名で構成されている。）にて、寄附の当否について検討し、支出先を決定した後、同決定を基に総務部（事務局）が支出先を最終決定した後、寄附申込への諾否をウェブサイトにて通知し、総務部にて振込み手続を開始するというものである。

このウェブ申請化制度は、会社からの医療機関への意思表示という面も含め、奨学寄附金の透明性確保のための一策として講じられたものようであるが、ウェブ申請化後も、ウェブ申請化前ほどではないにせよ、どこの大学に奨学寄附金を拠出したいか、大学側からどういった要望があるかについて上司より要望を尋ねられることはあり、営業所長や営業部長（支店長）に対し、「この大学に奨学寄附をお願いしたい。」というように、奨学寄附金拠出に関する要望を伝えることがあったようである。三重大学医学部に対しては、ウェブ化後である平成3

0（2018）年度にも奨学寄附金150万円が拠出されているところ、Dは、ウェブ申請化後であるが、三重大学医学部から奨学寄附金の要望がある旨少なくともFには報告したはずである旨述べる。

このように、申請手続自体はウェブによる公募制に変更したことにより、従前より透明性が確保され、ウェブ申請化以前より営業部門の関与は少なくなったとはいえ、実態として奨学寄附金拠出と営業部門とを完全に切り離す機能を十分に果たせたとは言えず、現に営業部門からの要望が可能な状況であって、本件のような事案の再発防止策としてはなお不十分であろうと考える。

VII 奨学寄附金に関する小野薬品の社内の認識

1. 本件の当事者の認識

Dによれば、本件に関し、当時は、自身の行っていることについて問題があるとの罪悪感を持っていなかったとのことである。平成26（2014）年頃からディオバン事件を契機に業界に変化の動きがあったこと自体は認識しており、当時、奨学寄附の対象となる研究テーマが自社製品に関連するものであれば問題であること、医師個人へ寄附金を提供することは問題であることは十分に認識していたものの、本件については、個人ではなく国立大学への寄附であることもあり、何ら問題意識を持っていなかったという。

Cもまた、奨学金寄附の対象となる研究テーマが自社製品と関連してはいけないとの認識は強く持っており、社内で強く注意喚起されていたが、本件の三重大学医学部への寄附については何ら問題意識を持っていなかった旨述べる。

確かに、Dらは、A教授から、同人が立ち上げた団体であるBAMエンカレッジメントへの寄附を強く依頼されたものの、これについては問題があるとの認識で上位者に相談し、結果これを拒絶し、寄附に至っていない。

Dらによれば、大学の医局では国からの援助も減り、研究費不足が深刻な問題であり、医師側からMRに対して奨学寄附金による協力が求められ

ることは日常的と言ってもよいほどに常態化しており、寄附を断ることによって医師から今後の取引に消極的なことを言われたり、そもそも接触すら許されなくなるということさえあったということである。反面、寄附をすることによって良好な関係が構築でき、営業活動を容易に行うことができ、それで処方増大、売上増大につながることを期待できたということである。

このように、現場のMRにとっては、奨学寄附金はプラスにも働くがマイナスにも働き、気の重い問題であったことは事実である。

また、Dによれば、メールに添付したレポートについても、その記載内容に問題意識を全く持っておらず、平成31（2019）年3月に本社営業本部のある部長より、「レポートに関してですが状況をご報告いただく上では必要ですが、昨今の環境から教室との関係と寄付に関しての記載は控えられた方がよいと思います。」とのメールを受け取った際、こういった内容のメールを送ってはいけないのだと初めて認識したという。

本件ヒアリングを通じて当調査委員会はCやDらの認識を確認したが、彼らは本件についての反省の弁を述べつつも、まさか本件が犯罪に当たるとは思ってもいなかったことを正直に告白しており、それ故この先自分達のような逮捕者が出る事が二度と無いようにして欲しいと述べていた。正にその通りであろう。

2. 営業担当者の意識調査

小野薬品では、令和3年2月、「患者さんとそのご家族の笑顔のために」という本来のミッションに立ち戻り、再発防止も含めた営業体の適切な運営の在り方を議論し、検討する目的で、営業本部全社員約1400名を対象とするアンケート調査を実施した。

その内容は、①支店・営業部内での運営で、“矛盾を感じていた”あるいは“やめるべき”と考えること、②本社の運営で、“矛盾を感じていた”あるいは“やめるべき”と考えること、③①②と考えた運営に対しての新たな提案、④営業体の運営上で新たに始めた方がよいと考えていること

の4点について任意に意見を求めるものであった（メール回答方式）。

当該意見調査は、奨学寄附金制度に絞って意見を求めたものではなかったが、奨学寄附金制度に関する意見が13件寄せられた。

その中では、奨学寄附金制度に営業部門が関与していることに疑問を呈し、奨学寄附金制度をやめるべきとの意見が13件中4件見られた。

また、そのほかの意見においても、現状の制度を見直す必要があり、営業部門と切り離せるような代替りの制度を模索すべきであるとする意見がほとんどであった。

中には、奨学寄附金制度は日本の医療を支えるためのものであるから継続すべきである、あるいは、奨学寄附金制度は医局運営に欠かせないものとなっており、廃止することにより信頼を失いかねないといった意見もあった。

3. 本社所属の社員の認識

他方、当委員会がヒアリングを実施した本社所属の社員によれば、奨学寄附と処方増大とを結び付けて営業を行うのは取引誘引となり問題があることは社内で共有していたとの認識であり、上記のとおり取引誘引と読める内容のレポートが本社に上げられた際には、問題である旨指導することもあったという（とはいえ、本件のように第三者供賄という犯罪に該当するおそれがあるとまでは認識していなかったようである。）。

また、誰もが本件でCが本社に上げたメールに添付されていたD作成のレポートについて、あまりにその内容が直接的に奨学寄附と処方増大を結び付けたもので問題であるとの認識を述べている。

例年の寄附金募集において、このようなあからさまに取引誘引を示して上申するものなどいないとのことである。今回の奨学寄附金の拠出は、偶々発生した余剰枠の穴埋めとして、プライマリー製品企画部が急遽募集をした予算消化のためともいうべきイレギュラーな話に主力商品ではないオノアクトの売上増大につなげたいというDらの焦りが加わって招いたものである。しかし、少なくとも問題があるレポートが素通りして拠出決定ま

で進んだ点からすれば、予算消化とはいえ、本社総務部においては、書類の記載ぶりに力点が置かれ、奨学寄附と処方増大の結び付きがないかという観点からの審査がなされていなかったということである。

4. 小野薬品における奨学寄附金に関するコンプライアンス教育等

DやCによれば、社内でのコンプライアンス研修の機会は定期的にあったが、奨学寄附金そのものに焦点を当てて取引誘引が問題になることなどについて事例を挙げての教育を受けたことはないとのことであった。もっとも、自社製品の研究を対象として奨学寄附金を拠出することは問題であるということは何度も指導・教育を受け、強く認識していたとのことである。

当委員会においても、小野薬品の過去のコンプライアンス研修の実施状況に関し会社より資料の開示を受けたが、医療用医薬品製造販売業公正取引協議会が示した規約等を確認すべきであることを説いた一般論としての研修等は実施されているようであるが、奨学寄附金に焦点を当てたものは行われていなかった。

ディオバン事件を契機に奨学寄附金の透明性が問題となったものの、同事件での寄附は、特に自社製品の研究に関するものであったために、「自社製品の研究を対象として奨学寄附金を拠出してはいけない」という点が強調され、奨学寄附金が内包している取引誘引の問題点（特に取引の約束がなされ、拠出先が国公立大学であれば第三者供賄に該当し得る）という点は強調されず、何となく慣習上一定程度は許されるものとして、そもそも強い問題意識が及んでいなかったとも思われる。

ちなみに小野薬品ではコンプライアンスプログラムポリシーを掲げており、その中では

「寄附に関して、私たちが医療機関や大学、外部団体等に寄附や助成を行うときは、それが違法ではないことを確認し、純粋な寄附または助成として行い、相手方に見返りを要求せず、取引を誘引する手段としません。

(解説・補足)

名目を偽った不正な支払いと同様に、不透明な寄附や助成も厳に慎むべきです。寄附や助成は、相手方への一方向での金銭等の供与であって、当該団体の独立性を尊重し、決して見返りを期待するものであってはなりません。さらに、臨床研究法や業界自主規範に基づいて当該団体への寄附や助成に関する情報を公開することにより、当該団体との関係の透明性を確保しなければなりません。また、医療機関や大学、外部団体等に対する寄附や助成が、刑法（贈収賄罪）や国家公務員倫理法その他の倫理規定の適用を免れるために使われるおそれがある場合には、毅然として、その要請を断らなければなりません。」

と宣言している。

このように、贈収賄事件で二人の逮捕者を出したということだけを見て、小野薬品のコンプライアンス意識がなかったなどと直ちに評価するのも行き過ぎであろう。

既述のとおり、Dらは、A教授からは、自らが主催するBAMエンカレッジメントへの寄附を相当執拗に要求されていたが、本社も含め、そのような団体への寄附は毅然として断っており（本件と関連して事件化した医療機器製造会社の社員は、このBAMエンカレッジメントに対して200万円を振り込んだ事実で起訴されている。）、寄附金拠出先に関する問題に対しコンプライアンス意識を働かせている証左であろう。

また、小野薬品では、100万円にも達しない少額の奨学寄附金の拠出を禁じるなどの措置をとっているが、これも、本来の研究の寄附金としては意味のない金額の拠出を避けることを理由としており、コンプライアンスへの配慮の一環ではあろう（大学の医師などでは、奨学寄附金を出さないとMRと面会さえ認めない医師も少なからず存在していたようであり（A教授もそのような言動があったとのことである。）、現場のMRとしては少額でも奨学寄附金が拠出できることは営業上は利便性があったようである。それを否定した今回の会社の措置は、取引上の利便などの功利よりも本来の奨学寄附金の趣旨を尊重したという意味を持つであろう。）。

さらに、寄附金の実質的な意味を持たせる奨学寄附金にからんで売上げ

数量などをレポートに記載することを禁じ、取引誘引への注意喚起をしていた上司が存在していたこともコンプライアンスへの一定の配意の現れではあったであろう。

これらからしても、小野薬品がコンプライアンス上の問題にそれなりに対応してきたと評価はできるものの、残念ながら本件の当事者には徹底されずコンプライアンス意識の欠如、あるいはコンプライアンス違反についての正確な知識に欠けるところがあったという外ない。

5. 関係者の責任の帰属とその軽重

確かに刑事事件として2名の社員が有罪の判決を受け、その他の関係者は起訴もされないままに終わった。したがって、刑事事件としては一つの結論が出されているが、刑事事件は個々人の犯罪を問うものであって、これで本件が完結するものではなく、この問題についての会社全体の関わり方及び関係者の責任の所在については別次元の問題であり、別途の考察が必要である。

ところで、本件関係者の責任を検討する上で、2つの観点から考える必要がある。まず、贈賄事件そのものの関係者についてであって、彼らはなぜこういう事件を起こしてしまったのか、また、どうして途中で止められなかったのかが問われなければならない。事件を起こした二人については既に刑事事件で有罪の判決を受けており、今更、こと新しく論評するまでもないが、この二人の暴走を阻止しなかった本社サイドには責任はないのかということである。Cのメールを見れば、極めて露骨に処方誘引のためであることが記載されている。したがって、このような申請をみれば、責任者は少なくとも申請の方法を変えるよう示唆するなどして、とがめる行動は取るであろう。にもかかわらず、何らのリアクションもなく、漫然と申請が決裁されているのである。一部上場企業である小野薬品においてシステム上、Cが独断で200万円もの寄附金を出金できるわけではない。これを決裁した本社の決裁者も責任を問われてしかるべきではないかと考える。当委員会としては、先にも述べたとおり、三重大学医学部への拋出

を実質的に決定したのはEを措いて他には存在しないと認定した。Eは問題のメールを見た覚えがない、三重大学医学部への抛出を了承した覚えはないと述べているが、プライマリー統括部の責任者としては到底信じ難い弁明であるし、たとえCのメールを開封していないとしても、支店長会議の際のやり取りまでも否定することはできないであろう。したがって、Eには三重大学医学部への奨学寄附を容認した責任者として、その責任は免れ難いとする。なお、Dの上司であるFは、奨学寄附金について本社とのやり取りに直接関与していないものの、営業所長として日頃からDを指揮監督する立場にあり、DとCとのやり取りは、傍で見聞きしあるいは週報で報告を受けるなどして十分認識していたはずである。Cが主導していたとはいえ、その様なやり方が適切ではないと何らかのブレーキをかけるべき立場であったのであり、やはり責任の一端は認められるべきであろう。

本件はたまたま三重大学医学部附属病院がB准教授らを刑事告発したことにより明るみに出た事案であって、もしそれがなければ恐らく表面化しないままに終わったであろうと思われる。多くのMRは公正競争規約は意識してはいるものの、一部の者については「約束」や過度の取引誘引に至らなければ良いという認識があったことは否定し難いところである。つまり、良かれ悪しかれ奨学寄附金を営業活動のツールに使っても良いあるいは使わざるを得ないという風土がなお根強く存在したことがうかがわれる。社員にコンプライアンス意識が十分に浸透していなかったこと、暗黙のうちにそういう営業活動を放置してきた過去の営業本部の責任者にも一定の責任はあると思われる。

VIII 奨学寄附金制度の適切な運用方針の提言

1. 初めに

そもそも、寄附とは、金銭や財産などを公共事業、公益・福祉・宗教施設などへ無償で提供することであり、見返りを求めない行為である。

近時、企業のCSR活動が企業自体の評価に関わる時代となっており、その一環として寄附をする企業が増加している。もちろん、企業の寄附のメリットとして、損金算入等の税務上のメリットがあることは既述のとおりであるが、そのほかにも、社会やステークホルダーからの評価や信用の向上、優秀な人材の獲得、企業価値の向上につながると言われており、結果として、CSR活動の一環としての寄附により企業にもたらされるメリットは少なくないといえることができる。

その中で、多くの製薬企業は、社会貢献の一環として、古くから研究機関（大学・研究施設等）に対し、医学・薬学研究を支援するために多額の寄附を行ってきた。とりわけ、奨学寄附金は、第2部-I-3.「奨学寄附金制度の概要」、第2部-IV-1.「奨学寄附金の存在意義」の項で述べたとおり、研究機関にとって、極めて柔軟で使い勝手の良い財源として、研究の維持発展のために重要視されてきた。しかも、研究費における公的資金と民間企業からの資金の割合は、ほぼ同じという実態に鑑みても、研究機関、医師が製薬企業に対して寄附を期待ないし依頼することは必然であると考えられる。

一方、製薬企業は、営利を目的として設立された法人であり、当然、業績を上げることが求められている。そのため、医療機関と密接な関係にあるMRもまた、寄附の見返りとして、自らの営業成績を上げ、あるいは、業務を円滑に行うために、医師との良好な人間関係を構築することを期待することは自然の流れであろう。

したがって、奨学寄附金制度は、その性質上、そもそも取引誘引となる危険を孕んだものといえることができる。

本件は、MRが奨学寄附金に関する業務執行に関連して逮捕・起訴されるという点で、製薬業界にとって衝撃的な事件であった。製薬企業の中には、令和元（2019）年度末で既に奨学寄附金制度を打ち切ることとを決定していたアステラス製薬株式会社に加え、本件の事件後、奨学寄附金制度の問題点が指摘されている中で、武田薬品工業株式会社など、これまで実施していた奨学寄附金制度を打ち切ることとを決定した企業も

あり、その他の企業も運用について検討しているとのことである。

財務省は、令和3（2021）年4月15日の財政制度等審議会財政制度分科会において、大学への奨学寄附金について「廃止を含めあり方を見直す」よう求め、製薬企業からの資金提供の実態について、「一層の透明性を高める必要」があるとの考えを示している。

2. 当委員会の聴取対象者の意見調査

そこで、当委員会では奨学寄附金制度の在り方、運用方針等について検討するにあたり、日頃、医師らと面談して医薬品の情報提供などを行っている小野薬品のMRら営業担当者が、奨学寄附金についてどのように考えているかをヒアリング対象者全員に確認した。

そうしたところ、前記アンケート調査と同じく、奨学寄附金制度に研究機関と小野薬品の双方にとって一定の役割は認めながらも、仮に公募によるウェブ申請制度を導入し、外部の審査委員を入れた審査委員会により決定する制度にしたとしても、営業部門と完全に切り離すのは難しいため、廃止すべきではないかとの意見が多数あった。また、小野薬品の社員が本件贈賄事件で逮捕・起訴されたという事柄の重大性に鑑みると、奨学寄附金を廃止するのはやむを得ないという意見もあった。

なお、廃止することによるデメリットとしては、研究機関については奨学寄附金の減少による研究活動への悪影響、小野薬品については現場のMRが営業活動をしづらくなるおそれが考えられるという意見もあった。

3. 当委員会の提言

- (1) 奨学寄附金制度は、既述のとおり、その性質上、抛出が制限される「医療用医薬品の取引を不当に誘引する手段」となる危険を孕んだものである。にもかかわらず、研究機関にとっても、また、製薬企業にとっても、それぞれにメリットがあったことから、その仕組みや方法に変遷はあるものの、長年に亘って一定の役割を果たしてきたという歴史がある。

近年、奨学寄附金の申請をウェブ化する動きが見られるものの、先に

述べたようにそれとて営業現場と大学との接点を断ち切るものではないから、それだけで本件のような大学との間での「約束」あるいは「請託」という問題を全面的に解消するものではない。また、総務部門に決定権を委ねて営業部門の影響力を排除するシステムを構築するとしても、総務部門の判断材料の一つとして営業成績も考慮せざるを得ないであろうから、社内の部門間で情報が完全に遮断できるわけではない。そして、何よりも優先すべきは、「これであれば取引誘引に当たらない」という明確な基準のない中で、従来同様大学に営業活動を行うMRの負担の解消を考えるべきであろう。そうだとすれば、小野薬品が自ら抛出するという構図をなくさない限り、抜本的解決案を見出すのは困難であると考えている。

今般、奨学寄附金制度を中止した企業の中には、研究機関への奨学寄附金を取り止めて、国立研究開発補人日本医療研究開発機構（AMED）に寄附すると発表している。

AMEDとは、平成27（2015）年4月、医療分野の研究開発の基礎から実用化までの一貫した推進体制の構築、成果の円滑な実用化に向けた体制の充実、研究開発の環境整備を総合的に行うことを目的として、国が設立した内閣府所管の国立研究開発法人である。

AMEDは、世界最高水準の医療の提供に資する研究開発等で健康長寿社会の形成に資することを目的としており、この目的のもとに、医薬品創出、医療機器開発、革新的医療技術創出、再生医療、ゲノム医療、がん、臨床研究の拠点作り、認知症、感染症のなどのプロジェクトを行っている。

確かに、奨学寄附金制度を廃止し、奨学寄附金に充てるべき資金をAMEDに寄附することは、医学・薬学の研究開発という目的にかなう方法であり、1つの選択肢としては、十分検討に値するものではあろう。

しかし、研究機関と製薬企業の本来あるべき姿としては、公的資金から抛出される科学研究費補助金等の不足や同補助金の大学間格差等の現状に鑑みると、研究費が比較的潤沢な医療機関への研究のみならず、

患者のQOLを向上させるための地道な研究や、研究費が乏しく高度な医療機器や研究設備を有しない地方大学の研究に対しても、これを補完する役割としての奨学寄附金制度が存在しても良いのではないであろうか。

もともと、これは、従来、小野薬品が行ってきた奨学寄附金の考え方とは幾分異なるものである。これまで、小野薬品は、業績向上のために注力する医学・薬学分野の研究への寄附や、何らかの形で業績向上につなげる目的での寄附先の決定をしてきたようである。また、MRが営業のために「通行税」として、広く奨学寄附金を交付することもあったようである。これらは、いずれも営利法人である企業としての立ち位置に鑑みれば、何ら非難されることではない。しかし、本件贈賄事件の発生を防止することができなかつた小野薬品としては、本来、寄附は「見返りを求めない無償の行為である」という原点に立ち返って、今後の奨学寄附金の有り様を考えるべきであろう。

そこで、当委員会としては、自ら医学・薬学分野の学術研究の助成等を目的する財団を設立し、当該財団に奨学寄附金の拠出に関する業務の一切を完全に委ねるやり方が望ましいのではないかと考える。もちろん、小野薬品としては、奨学寄附金交付の対象を広く医学・薬学研究全般とするのではなく、自社が将来的に注力する分野の研究という絞りをかけるなどして、適切な設立目的と運用方針を検討すれば、従来奨学寄附金制度から比較的円滑に移行することは可能ではないかと考える。

当委員会としては、検討資料が限定されていることもあり、業界の状況を十分知悉している訳でもないので、適正かつ的確な提言をすることにはいささか困難を覚えるものではあるが、本件調査の結果、上記の提言をする次第である。

なお、小野薬品が奨学寄附金を直接研究機関に交付しないとなれば、短期的には、MRによる営業活動にも影響が出ることが予想されるため、これまでの営業方法そのものの見直し、MRの役割の検討など抜本的な見直しが必要となるであろう。しかし、当委員会としては、小野薬品が

これを契機として、起業精神に立ち戻り、業務の在り方全般について一から見直し、製薬企業として他社から目標とされるような企業への変革を遂げることを期待するものである。

- (2) いずれにしろ、二度と本件と同様の事件を引き起こさないためには、つまり、二度とMRの活動が逮捕される行為となるという事態を引き起こさせないためには、奨学寄附金とMRの営業活動とが完全に引き離され、寄附金の抛出の是非の判断に際し営業活動上の影響が排除されていることが制度上担保されていることが必要不可欠であろう。

そして、それを実現するためには実際上の難点や経費等の問題もあり、当委員会には具体的方法を述べられるだけの能力もなく、その立場にもないというべきであって、会社の判断に委ねるほかない。

なお、再発防止のための社員教育の在り方についてもまた、調査と提言を依頼された。しかし、当委員会の奨学寄附金制度の運用方針についての提言は、小野薬品による奨学寄附金の中止を前提とするものであるから、その場合、再発はあり得ないことになる。

もともと、仮に、小野薬品が何らかの形で奨学寄附金の制度を変更して継続しようとするのであれば、その仕組み上、同種事案再発の可能性は残存することになり、再発防止のための社員教育は必須であろう。

なお、小野薬品が開示しているコーポレートレポートによれば、役員及び全社員を対象として毎年相応のコンプライアンス研修を実施しているようである。レポートによれば、小野薬品はコンプライアンス委員会を組織しており、「販売情報提供活動ガイドラインに関連する研修では、実際に確認されたコンプライアンス上の課題を踏まえた研修内容とし、定期的なものだけでなく問題があれば速やかに再発防止の研修を実施しています。その他のコンプライアンステーマについてもリスクを踏まえた研修プログラムを推進しています。」と記載されている。

当委員会は、その研修の中身について検討することはできていないが、企業としては一般的かつ適切な体制が構築されていると考えられる。したがって、後は「仏作って魂入れず」ということにならないように、研修内容を充

実させることこそ肝要であろう。

IX あとがき

贈収賄により社員が逮捕起訴されたという事実は、小野薬品にとって大変衝撃的な出来事であったと思われる。しかも、寄附金が収賄者本人ではなく三重大学医学部へ抛出されたものであったから、まさかそれが贈収賄という犯罪に当たることなど思いも寄らなかったであろう。小野薬品にとって大学への奨学寄附金はこれが初めてではなく、過去に数多くの実績を積み重ねてきているのである。本件は、正に製薬企業やMRにとってそういう身近に犯罪の落とし穴が存在するという警鐘を鳴らす事件であった。しかし、繰り返し述べてきたとおり、奨学寄附金制度は今日の医学・薬学研究において欠かせない存在であり、これを期待する大学側とこれに向けて営業するMRにとって、お互いの距離感は一義的に決めつけられない難問である。当委員会はこの問題を考えるにあたり判決文を精査し、各種基準を読み込み、小野薬品とも意見交換をしたものの、こうすれは取引誘引に当たらないという自信をもって答えられる指標は見出し得なかった。つまりところはグレーゾーンという表現で逃げるしかない問題という外ない。したがって、この問題は製薬業界をあげて抜本的に制度を改革して解決するしかないのではないかという結論に至った。しかし、それは当委員会に与えられた目的を超えるものであるし、もとより我々がそれに口出しする立場にもなく能力もない。

以上